

2100 年を視野に入れた
快適で誇りのもてる循環型のまち
～目黒区への提言～
答申

令和 5 年 2 月

目黒区廃棄物減量等推進審議会

目 次

1	答申にあたって.....	1
2	計画改定に向けた現状と課題.....	2
	（1）現行計画の計画目標.....	2
	（2）基礎調査からの課題.....	3
3	基本理念・基本方針.....	6
	（1）基本理念.....	6
	（2）基本方針.....	6
4	目黒区への提言.....	8
	（1）区民・事業者との連携推進.....	8
	（2）2Rの推進とリサイクル.....	9
	（3）適正処理の推進.....	10
5	おわりに.....	13

1 答申にあたって

目黒区廃棄物減量等推進審議会では、令和4年6月27日に、目黒区長から目黒区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）の改定にあたって、目黒区の清掃・リサイクル事業のあるべき姿及び施策展開の方向性について諮問を受けた。

一廃計画は、区内で発生する一般廃棄物の処理について、長期的な視点から施策の方向性を示す計画である。目黒区は、令和4年3月、「目黒区基本構想」を実現するための計画書として「目黒区基本計画」を定め、清掃・リサイクル分野については「持続可能な循環型社会の実現」を掲げたが、この一廃計画は、目黒区基本計画に定めた施策を具体化し、また、補完するものである。

平成5（1993）年5月、23区の先駆けとしてリサイクル推進都市を宣言した目黒区は、これまでも様々な施策に率先して取り組んできた。現行の一廃計画を平成28（2016）年3月に改定し、この間、MGR100（一人一日当たりごみ量を約100g減量する）プロジェクトの推進、めぐろ買い物ルールから発展した「食べきり協力店」制度の発足など、区民や事業者との協働によって、ごみの減量と資源回収量の増加に一定の成果を上げてきた。

しかし、一人一日当たりごみ量は、令和元年度から増加傾向に転じ、また、リサイクル率については平成30（2018）年度以降25%前後で推移しており、「令和7（2025）年度までに32%」という目標を達成するのは難しい状況である。

世界の動向に目を向けると、平成27（2015）年、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められて以来、食品ロスや廃プラスチックの問題が国際社会共通の課題として認識されている。

また、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、区においても、令和4年2月に、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を表明している。

目標年は、SDGsが2030年、ゼロカーボンシティの実現が2050年である。しかし、持続可能な社会を実現するためには、2050年を過ぎたその先においても、不断の取組が必要であることは言うまでもない。

23区のごみの最終処分を行っている中央防波堤埋立処分場は、東京港内における最後の処分場であり、23区はこの処分場をできるだけ長期間使用しなければならない。3Rの促進等により埋立処分量は年々減少しているが、2017年2月時点の東京都の試算では、50年後（2067年）には満杯になる見込みである。

これらの状況を踏まえ、2050年より先の「2100年を視野に入れた快適で誇りのもてる循環型のまち」を見据えて、清掃・リサイクル事業のあるべき姿について審議を重ね、提言として取りまとめた。

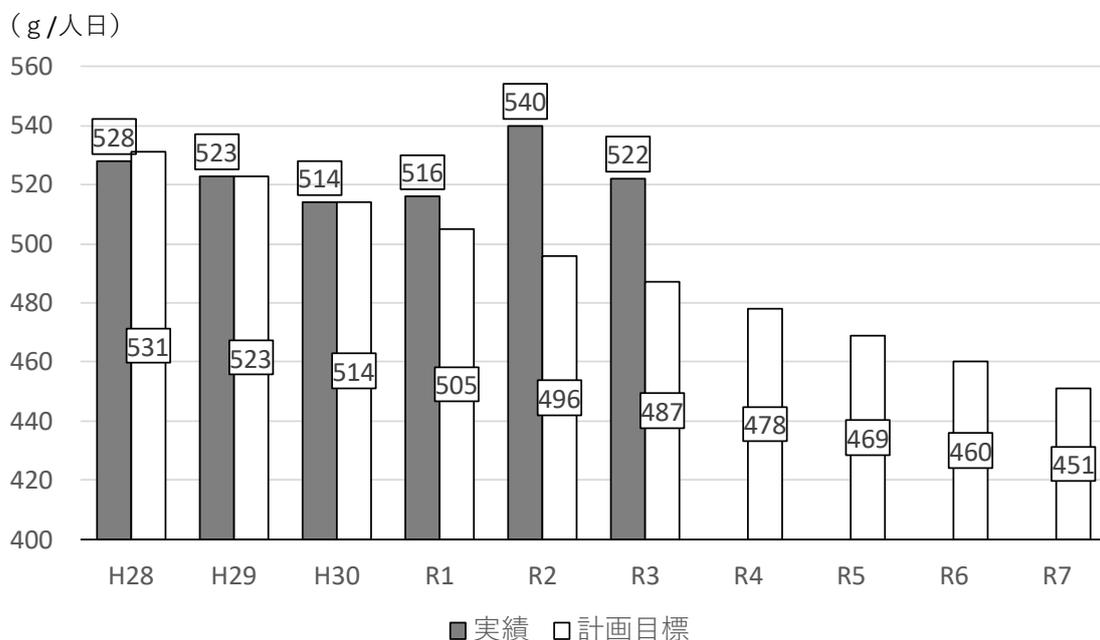
2 計画改定に向けた現状と課題

(1) 現行計画の計画目標

現行の一廃計画（以下「現行計画」という。）では、目標値として「一人一日当たりごみ量」、「リサイクル率」を設定している。目標に対する進捗状況は次の通りである。

①ごみ量の推移

区民一人一日当たりのごみ量は、平成 28 年度～平成 30 年度は減少傾向にあり、平成 30 年度は計画目標を達成していた。しかし、令和元年度からごみ量は増加に転じ、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に増加した。令和 3 年度にはごみ量は再び減少したが、計画目標を上回っている。



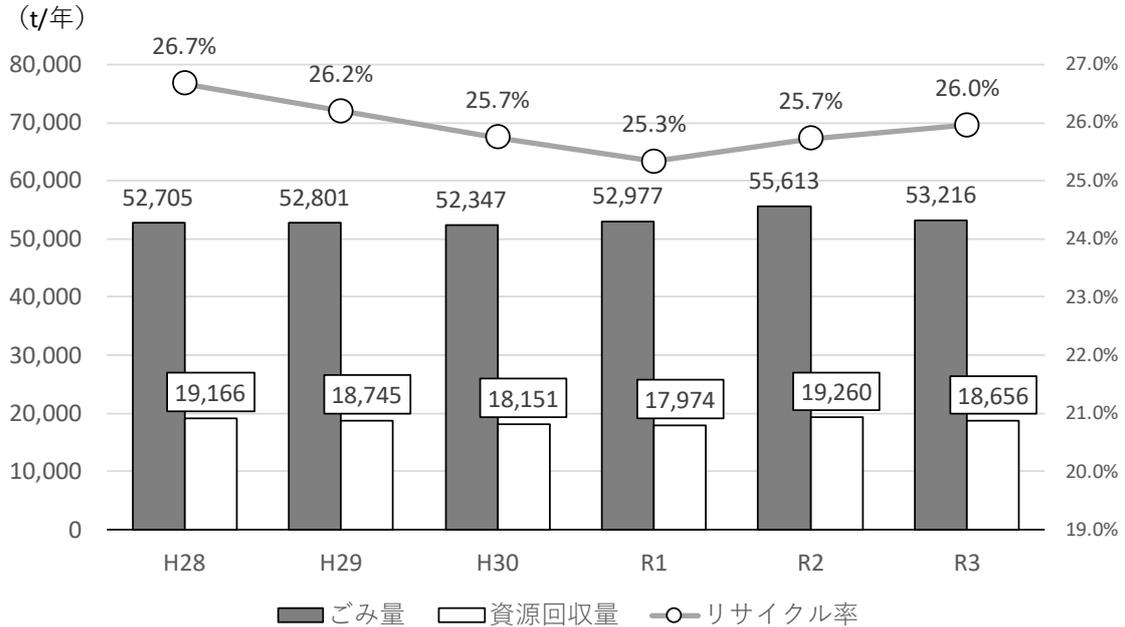
ごみ種別では、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、すべてのごみ種が前年比で増加した。令和 3 年度は、可燃ごみと不燃ごみは令和元年度の水準に戻ったが、粗大ごみは高止まりしている。

今後も、新型コロナウイルス感染症防止のための新しい生活様式が定着することで、ごみの排出構造に影響を及ぼすことが考えられる。これらの状況を踏まえながらも、新計画では、MGR 100 のような、区民にわかりやすく積極的な減量目標を設定し、区民一人一日当たりのごみ量を減らしていく必要がある。

②リサイクル率の推移

リサイクル率は、平成 28 年度の 26.7% からほぼ横ばいで推移しており、令和 3 年度は 26.0% である。令和 7 年度の計画目標 31.7% の達成は厳しい状況にある。令和 4 年 3 月に策定した「目黒区基本計画」では、令和 13 年

度の計画目標値としてリサイクル率 40%を目指している。ごみに入っている古紙やプラスチック製容器包装の分別強化に取り組むとともに、食品ロスの削減、製品プラスチックなど新たなリサイクル品目の追加などにより、リサイクル率を上げていく必要がある。



(2) 基礎調査からの課題

①家庭ごみ

○家庭ごみ組成分析調査

可燃ごみのうち資源(古紙)が 15.2%、資源(プラスチック)が 12.0%、資源(拠点回収)が 0.7%、資源(びん・缶・PET)が 0.5%の順で、資源が合計 28.4%である。

可燃物の中分類では、生ごみが最も多く 25.8%である。この中には、まだ食べられるものをそのまま捨ててしまう直接廃棄が 6.8%、食べ残しが 5.0%、飲み残しが 0.2%で、可燃ごみの 12.0%が食品ロスである。

資源(古紙)の中分類では、その他紙類が最も多く 6.5%、次いで、容器包装紙類が 4.5%であり、いわゆる「雑紙(ぎつがみ)」の割合が高い。

資源の 28.4%と食品ロスの 12.0%を合わせると、可燃ごみは約 4 割のごみ減量の可能性を有している。

不燃ごみのうち、資源(びん・缶・PET)が 7.1%、資源(拠点回収)が 3.0%、資源(プラスチック)が 1.3%、資源(古紙)が 0.2%の順で、資源が合計 11.6%である。可燃物の中分類では、製品プラスチックが最も多く 10.3%である。

資源の分別と製品プラスチックの正しい分別により、不燃ごみは約 2 割の減量の可能性を有している。

不燃物の中分類では、金属が最も多く 22.8%、次いで、その他不燃物が 20.5%、小型家電製品(9品目以外)が 15.1%、陶磁器が 13.4%の順である。

他区では、不燃ごみの金属や小型家電製品、陶磁器などを選別してリサイクルしている例もあることから、収集後の選別による減量施策についても検討する必要がある。

○区民アンケート調査

利用したことのある媒体は、『資源とごみの分け方・出し方』など目黒区発行のパンフレット・チラシ(45.2%)が最も多く、次いで、「めぐろ区報」(43.5%)、「目黒区ホームページ」(36.2%)、「町会回覧・掲示板ポスター」(25.8%)、「LINE公式アカウント」(8.5%)などの順である。

利用者の多い紙媒体やホームページを充実させるとともに、年齢が若いほど「利用したことがない、見たことがない」の割合が高いことから、若年層に情報を伝えていくため、「LINE公式アカウント」、「目黒区AIチャットボット『めぐぴー』」、「Twitter公式アカウント」の内容の充実と普及が望まれる。

ごみ収集等に関することで、区に最も力を入れてほしいことは、「正しい分別やごみ排出ルールを守らない人や事業所への指導」(30.0%)が最も多く、次いで、「ごみ集積所の環境美化に向けたカラスなどの害獣対策や区民の意識啓発」(19.8%)、「高齢者などごみを出すことが困難な世帯のごみの運び出し」(18.2%)などの順である。

リサイクルの手法等で、区に最も力を入れてほしいことは、「布・古着のリサイクルの充実(現状の回収方法に新たな手法を追加する)」(38.8%)が最も多く、次いで、「不燃ごみのリサイクル(不燃ごみから金属以外のガラス、陶器なども選別する)」(18.5%)、「給食残渣や生ごみのリサイクル(バイオマス発電、たい肥化など)」(15.6%)、『クラダシ』・『ジモティー』など民間会社との連携」(14.7%)などの順である。

ごみ減量の意識啓発等で、区に最も力を入れてほしいことは、「ごみ減量・リサイクルに関する事業者への働きかけ(過剰包装をやめるなど)」(32.9%)が最も多く、次いで、「環境を重視した生活スタイルに向けた区民の意識啓発」(23.9%)、「ごみ減量の取組事例等、情報提供の充実」(23.3%)、「子ども向けの環境学習」(12.2%)などの順である。

区の清掃リサイクル事業に対する区民のニーズを反映し、ごみ減量や区民サービスの向上につながる施策について検討することが望まれる。

②事業系ごみ

○事業系ごみ組成分析調査

事業系可燃ごみのうち、資源(古紙)が 16.4%、資源(プラスチック)が 9.4%、資源(びん・缶・PET)が 0.4%、資源(その他)が 0.2%の順で、資源が合計 26.4%である。

可燃物の中分類では、生ごみが最も多く 32.2%、このうち、直接廃棄が 1.3%、食べ残しが 3.6%、飲み残しが 0.1%で、合計 5.0%が食品ロスである。

資源(古紙)の中分類では、その他紙類が最も多く 9.3%、次いで、シュレッダー紙が 2.9%、雑誌・本が 1.9%などの順である。

資源の 26.4%と食品ロスの 5.0%を合わせると、可燃ごみは約 3 割のごみ減量の可能性を有している。

業種別に見ると、分別が適正なものの割合は金融・保険・不動産業(43.2%)が最も低く、次いで、教育・学習支援業(51.3%)、その他業種(54.5%)などの順である。

分別への協力率を高めるためには、古紙の割合が高い業種を中心に指導するなど、業種別の指導について検討することが考えられる。

容積貼付率とは、事業系有料ごみ処理券の総容積を排出袋の総容積で除したものであり、本来、貼られるべき処理券の金額に対する実際に貼られた処理券の金額の割合を示している。全体の容積貼付率は 81.5%である。

業種別では、飲食・宿泊業(70.6%)が最も低く、次いで、教育・学習支援業(71.2%)、その他サービス業(78.1%)などの順である。

事業系ごみ処理券の貼付率を高めるためには、業種別の指導を検討する必要がある。

○事業所アンケート調査

区で実施した事業所アンケート調査は、従業者数 30 人未満の小規模事業所を対象としている。

主なごみの処理方法は、「区のごみ集積所に出している」(59.6%)が最も多く、次いで、「廃棄物処理業者に委託している」(25.1%)、「ビルの管理会社が行っている」(9.7%)などの順である。事業系廃棄物の処理は、排出事業者の自己処理責任が原則であり、事業所に対して廃棄物処理業者への委託を促すような施策が必要と考えられる。

区の収集を利用している事業所で、集積所にごみや資源を出す場合、事業系有料ごみ処理券を貼付していない事業所の割合は、「ごみ」が 38.9%、「資源」が 46.3%である。事業系廃棄物の処理は自己処理が原則であり、区収集は特例として認めているものであることから、事業系有料ごみ処理券の貼付率を高めるための事業所指導の強化が望まれる。

3 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

現行計画では、良好な地球環境を次世代に引き継ぐ、という誇りを持って、廃棄物の発生抑制に密接に関係する温室効果ガス排出量の削減や、エネルギー消費の抑制等の低炭素社会づくりを推進するとして、「『快適で誇りのもてる循環型のまち』の実現」を基本理念として掲げている。

その後のSDGsへの世界的な関心の高まりやカーボンニュートラルを目指す国の動向、区によるゼロカーボンシティ実現の表明は、現行計画の基本理念と方向性が一致している。

また、令和4年3月に策定した目黒区基本計画では、基本目標4として「快適で暮らしやすい持続可能なまち」を掲げており、これも現行計画の基本理念と合致している。

以上より、「『快適で誇りのもてる循環型のまち』の実現」を次期計画の基本理念として引き継ぐことが望ましい。

(2) 基本方針

現行計画の基本方針や施策体系と整合性のとれた次の3つを掲げる。

基本方針1 区民・事業者との連携推進

「快適で誇りのもてる循環型のまち」を実現するためには、区民・事業者・区の各主体がそれぞれの役割を認識し、何をしたらよいのかを考え、具体的に行動に移す必要がある。その上で、各主体が個別に行動するのではなく、連携・協力していくことが求められる。

3Rを推進するためには、区民・事業者の主体的な取組が必要であり、区は区民・事業者が積極的に3Rに取り組めるような環境を整備し、必要な情報やメッセージを発信する。また、区民・事業者への一方的な情報提供ではなく、区民・事業者の意見を聴いて施策に反映させるなど、双方向のコミュニケーションを強化していく必要がある。

区は、これらの取組を通じて、区民等の循環型社会に向けた理解と行動を促進する、いわばコーディネーターとしての役割を果たすことが望まれる。

基本方針2 2Rの推進とリサイクル

循環型社会の実現に向けて最も優先されるべきことは、製造、販売、消費、廃棄という物のライフサイクルの中で、可能な限り上流部で対策を行い、不要なものを発生させないことが重要である。そのため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rのうち、不要なものを発生させないリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2Rが重要である。

2Rに積極的に取り組んだ上で、不要なものとして発生してしまったもの

は、できる限りリサイクルを推進する。リサイクルは、回収したり、再び資源として利用したりする際に、資源やエネルギーを消費する。リサイクル施策を検討する際には、ごみ減量という視点だけではなく、温室効果ガスなどの他の環境負荷についても考慮すべきと思われる。

多摩地域では、ごみ減量に積極的に取り組んでいる自治体が多いことから、どのような取組を実施しているのかを調査し、目黒区のごみ減量施策に反映させることも重要である。

基本方針3 適正処理の推進

3Rを推進した上で、さらにごみとして処理しなければならないものが残る。これらについては、区民の生活環境に影響を及ぼさないように配慮しながら、適正に処理をしていかなければならない。

ごみの収集については、街の美観を損なわないように速やかに収集することが求められる。高齢化社会が進展していく中で、ごみ出しの困難な世帯の増加が予想されることから、これらの世帯の支援について、これまで以上に配慮していくことが望ましい。

ごみ処理については、排ガスや排水等による環境負荷を極力低減しながら、得られるエネルギーは積極的に活用して発電や温水利用を行うことにより、環境負荷の低減を図ることを望む。

また、平常時のみならず災害時においても、区民が「安全・安心」に生活を継続していけるよう、災害時における廃棄物の処理体制を整備する必要がある。

4 目黒区への提言

計画改定に向けた現状と課題、基本理念・基本方針を受けて、目黒区への具体的な施策を提言する。

(1) 区民・事業者との連携推進

○多様な方法でのコミュニケーション

区には、年齢、家族構成、国籍、住居形態、居住年数など多様な区民が生活しており、すべての区民に「快適で誇りのもてる循環型」を実現することへの理解を深め、行動してもらうことが大切である。そのためには、区民の特性に応じた多様な方法での普及啓発を行っていく必要がある。

多くの区民が利用している紙媒体やホームページの拡充はもちろんのこと、新しい媒体の利用も検討しなければならない。LINE公式アカウントをはじめとするSNSの内容を充実させていくことを望む。

区民が排出した資源がどのようにリサイクルされているかを周知することで、区民のごみ減量やリサイクルへの関心が高まると考えられる。

転入者に対しては、転入手続き時に目黒区のごみ出しルールを伝えているが、学生などの中には住民票を移さずに居住している人もいるため、不動産会社などと連携して周知していくことが望ましい。

テナントとして移転してくる事業所については、不動産管理会社や同業者組合を通じて、事業系有料ごみ処理券の貼付などのごみ出しルールを伝達していく必要がある。

区民や事業者が行うごみ減量の行動は、世界全体の「持続可能な開発目標（SDGs）」にもつながっていることを、区民、特に次世代を担う子どもたちに伝えていくことが望ましい。教育機関等とも連携して、次世代への環境教育を拡充する必要がある。

区からの一方的な情報提供ではなく、双方向のコミュニケーションを担うための新たな手法について検討する必要がある。

○「めぐろ買い物ルール」の推進

「めぐろ買い物ルール」は、賢い買物を区内に広めるための区民・事業者共通のルールであり、目黒区独自の先進的な取組である。「めぐろ買い物ルール」をより多くの市民・事業者に活用してもらうため、ルールの内容や広報の方法について検討していく必要がある。

ルールの内容は、例えばルール1「ノーレジ袋のすすめ」を発展させて購入時に過剰包装を望まない・しない、プラスチック製品から紙・木・金属でできたものへ積極的に切替することの推奨や、レンタル・サブスクリプション等のサービスが近年充実してきているので、これらを上手に利用することで物を他者と共有して使用し、個々に所有せずに物を減らすという新たなライフスタイルを推奨することも考えられる。

現状では、参加する事業所に対しては、ホームページでの紹介やステッカーの配付を行っているが、参加する事業所や利用する区民に何らかのインセンティブを与えるような仕組みを検討していくことが望ましい。

(2) 2Rの推進とリサイクル

○家庭ごみ減量

区が実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみの28.4%、不燃ごみの11.2%が資源である。特に、可燃ごみの15.2%が古紙で、いわゆる「雑紙（ぎつがみ）」が11.0%である。「雑紙（ぎつがみ）」をはじめとする既存のリサイクル品目について、回収方法の工夫や普及啓発を強化していく必要がある。

その上で、新たなリサイクル品目の拡充に取り組むことが望ましい。特に、目黒区では、粗大ごみの増加が著しいことから、粗大ごみのリユース・リペア事業について積極的な取組を望む。23区では、不燃ごみから資源を選別するピックアップ回収を行っている区も多いことから、目黒区においても可能な限りのピックアップ回収を行っていくことが望まれる。

より多くの区民の協力を得られるよう、公共施設での拠点回収や販売店での店頭回収の拡充について検討する必要がある。

○事業系ごみ減量

区が実施した事業系ごみ組成分析調査によると、可燃ごみの26.4%が資源で、このうち古紙が6割（16.4%）を占める。分別の徹底を進めるためには、古紙の排出割合が高い業種を中心に排出指導を強化する必要があると考えられる。

業種別に指導内容を検討し、日常のごみ収集についても、資源が混入しているごみは取り残すなど、厳しい対策を講じていく必要がある。

また、3,000㎡以上の事業用大規模建築物については、毎年提出を義務づけている「事業用大規模建築物における再利用計画書」を活用し、立ち入り指導を強化する必要がある。

このように指導を徹底する一方で、資源回収業者の紹介、優良事業所の表彰、ごみ減量機器への助成金など、ごみ減量に積極的に取り組む事業所を支援する施策も望まれる。

事業系ごみについても、家庭ごみと同様にごみ減量に関する施策の検討を望む。

○製品プラスチック分別回収

目黒区では、プラスチック製容器包装の分別回収を行っている。令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、製品プラスチックについても分別回収することが努力義務規定となった。

令和元年5月に定められた国の「プラスチック資源循環戦略」では、2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース・リサイクルすることがマイルストーンとして定められている。製品プラスチックの分別回収は、ごみ減量のみならず、温室効果ガスの削減効果が見込まれることから、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を行うことが望まれる。

○食品ロスの削減

日本の食品ロスは年間約522万トン（令和2年度農林水産省推計）と推計され、2019年の国際連合世界食糧計画による食料援助量約420万tを上回っている。日本人1人に換算すると、毎日お茶碗一杯分（約113g）のご飯を捨てているのと同じ量になり、家庭ごみ組成分析調査においても、家庭から排出される燃やすごみの12.0%が食品ロスという結果であった。

食品ロス削減は、ごみ減量や食品の無駄をなくすという身近な問題であるだけでなく、地球規模での食糧問題、気候変動、水問題、飢餓問題などに大きく関係している。区民・事業所がこのことを認識し、フードドライブに参加するなど、食品ロスの削減に積極的に取り組んでいくことが必要である。

賞味期限は「おいしく食べられる期限」のことであり、賞味期限が過ぎたからと言って直ちに食べられなくなるわけではない。このような食品ロスを減らす知識について、区民・事業者に啓発していく必要がある。

○家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみ有料化は、すでに全国区市町村の6割以上で実施されており、有料化の導入はごみ減量に大きな効果があることが、導入自治体の事例から明らかとなっている。また、ごみを減量する人としらない人の負担の公平が図られること、ごみ問題に対する区民の意識が向上するなどの効果もある。

一方で、家庭ごみ有料化の課題として、不法投棄問題、戸別収集・運搬経費の増加や厳しい経済状況などが挙げられている。

目黒区において、区民一人一日当たりのごみ量やリサイクル率の目標を達成するためには、大幅なごみ減量努力が必要であることから、家庭ごみ有料化の是非について検討し、家庭ごみ有料化の手法について研究していくことが望まれる。

また、隣接区とのごみ処理制度の違いに起因する越境ごみの問題を考慮すると、家庭ごみ有料化は目黒区単独で対応するのではなく、23区一体となった取組が現実的と考える。

(3) 適正処理の推進

○家庭ごみの適正排出

家庭ごみの適正排出を推進するには、普及啓発だけではなく、現場での指導が重要である。区では、日頃から「ふれあい指導」を実施し、集積所において区民とのコミュニケーションを図りながら、正しいごみの出し方を指導

している。

このような集積所を活用した排出指導には、経費節減の効果だけでなく、地域住民同士の繋がりを深め、コミュニティ機能を醸成するという役割も期待できる。

一方、戸別収集は多大な経費を要するものの、ごみの責任の所在が明確になるため、分別の徹底や各戸に応じた丁寧な「ふれあい指導」が期待できる。

現在、区ではごみ出しが困難な高齢者や障がい者などを除き、戸別収集は実施していないが、戸別収集の導入を検討するにあたっては、コミュニティ機能の問題や必要となる経費などを総合的に勘案することが望まれる。

○事業系ごみの自己処理責任

事業系ごみについては、排出者の自己処理責任が原則であり、日量 50kg 未満の事業者については、事業系有料ごみ処理券の貼付、すなわち適正な費用の負担を前提として、集積所に排出することが認められている。しかし、区が実施した事業系ごみ組成分析調査及び事業所アンケート調査によると、事業系有料ごみ処理券を貼付せずに集積所にごみを排出する、不適正排出の状況が明らかとなった。

業種別に指導内容を検討し、日常のごみ収集において、事業系有料ごみ処理券が貼付されていないごみは取り残すなど、厳しい対策を講じていく必要がある。

区は、事業所の業種や規模に応じて、有料である事業系ごみの排出方法について周知を徹底するとともに、不適正排出を行う事業者への排出指導を強化していくことが望まれる。

○小型充電式電池等の適正処理

小型電子機器やモバイルバッテリーの普及に伴って、ごみとして捨てられる小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）が増加している。これらが収集ごみに混入すると、ごみ収集車や処理施設が発火する危険性があり、火災の一因となっている。

小型充電式電池については、拡大生産者責任に基づき、事業者が回収していることを分かりやすく周知すると共に、製造者・輸入者・販売者等による適正な回収の義務化を国や東京都に要望していくことが望まれる。

また、現在の電池の回収方法は、セロハンテープ等で絶縁のうえ、

- ・ 乾電池（アルカリ電池・マンガン電池・リチウム一次電池（円筒型、コイン形））は、区施設の「回収ボックス」で回収
- ・ ボタン電池は、ボタン電池回収協力店の「ボタン電池回収缶」で回収
- ・ 小型充電式電池のうち、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池（コイン型は除く。）は、一般社団法人 J B R C に加盟しているリサイクル協力店の「リサイクルBOX」で回収
- ・ 電動アシスト自転車の小型充電式電池は、自転車販売店で回収

となっているが、区民にとっては、コイン型とボタン型などの区別がしにく

く、充電池が収集ごみに混入する要因となっている。製造者等による本来の回収が行き届かない間は、区が代わりに対応できないか、検討することを望む。

○災害廃棄物の処理

区では、令和4年3月に「目黒区災害廃棄物処理計画」を策定している。災害発生時に、この計画を有効に機能させるためには、日頃の訓練が重要である。区は、計画に基づく災害廃棄物処理訓練を実施するとともに、災害時に協力が求められる東京都や関係機関等が実施する訓練に参加し、必要に応じて計画を見直すなど、いざという時に備えた対応が望まれる。

5 おわりに

今回、目黒区の清掃リサイクル事業に関する具体的な提言を行ったが、その中には目黒区が単独で実施できるものと、23区あるいは東京都が共同して取り組むべきものが含まれている。例えば、家庭ごみ有料化を実施する場合は、他区と協調して進める必要がある。

資源の分別回収にいち早く取り組み、平成5（1993）年に「目黒区リサイクル推進都市宣言」を行った目黒区には、率先して23区の施策をリードする役割が求められると考える。

また、循環型社会の実現には、製造者・販売者の拡大生産者責任に基づく取組の強化が重要である。これらについても、国や関係団体に対して、法律の整備や拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけを行うことを望む。

「目黒区基本計画」では、「持続可能な循環型社会の実現」を掲げ、10年後の姿を次のように示している。

区民一人ひとりが、3R（リデュース・リユース・リサイクル）とごみの適正処理に積極的に取り組み、環境に配慮した消費行動が取られています。事業者も、業務改善や技術革新などにより、廃棄物の発生抑制、資源の再使用・再生利用を促進し、事業活動による環境への負荷を最小限に抑えています。

区民や事業者と環境意識が共有され、適切に推進された3Rによって構築された循環型社会の中で、先進国の一自治体として、限りある地球資源の保全を積極的に進めています。

本審議会においては、「2100年を視野に入れた快適で誇りのもてる循環型のまち」を見据えて検討を重ねた。今年生まれてくる子どもたちは、2100年には77歳になっている。健康寿命の長寿命化を考慮すると、社会で元気に働いている年齢であろう。今回の提言は、生まれてくる子どもたちの未来に繋がるものであると考える。

今後、目黒区においては、本答申を踏まえて、循環型のまちの実現に向けた一廃計画の改定を行い、関係部署とも連携して、本提言の施策に積極的に取り組むことを望む。